

3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 条例第60条の規定に基づく個人情報保護制度の見直しに係る諮問

情 公 第 5 号

平成26年7月10日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

神奈川県個人情報保護条例は、平成2年10月1日の施行以来、25年近くが経過する中で、多くの実績を積み重ねながら、広く県民等に定着してまいりました。

この間、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の制定等に伴う利用停止請求権の導入や、県の事務事業のアウトソーシングが進む中での再受託者等への個人情報保護の義務化など、貴審議会の御意見をいただきながら、個人情報保護制度の充実を図ってきたところです。

こうした中、平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、同条例の規定を改正する必要性が生じてまいりました。また、本県では、県条例の適時性を確保するため、5年ごとの条例見直し制度を設けており、神奈川県個人情報保護条例は今年がその年に当たることから、制度の充実に向けた検討が求められております。

そこで、個人情報保護制度の見直しについて、貴審議会の御意見を賜りたく、同条例第60条の規定に基づき、諮問いたします。

答 申 第 27 号
平成 26 年 11 月 26 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

個人情報保護制度の見直しについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 60 条の規定に基づき、平成 26 年 7 月 10 日付け情公第 5 号をもって諮問のありました「個人情報保護制度の見直しについて」は、審議の結果、別添のとおり答申します。

個人情報保護制度の見直しについて（答申）の概要等について

(1) 経過

神奈川県個人情報保護条例は、平成2年10月1日の施行以来、25年近くが経過する中で、多くの実績を積み重ねながら、広く県民等に定着してきた。

この間、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の制定等に伴う利用停止請求権の導入や、県の事務事業のアウトソーシングが進む中で再受託者等への個人情報保護の義務化など、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見をいただきながら、個人情報保護制度の充実を図ってきたところである。

こうした中、平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が公布され、個人情報保護条例の規定を改正する必要性が生じてきた。また、本県では、県条例の適時性を確保するため、5年ごとの条例見直し制度を設けており、個人情報保護条例は今年がその年に当たることから、制度の充実に向けた検討が求められていたところである。

そこで、個人情報保護制度の見直しについて、平成26年7月10日付け情公第5号により、個人情報保護条例第60条の規定に基づいて審議会に諮問を行い、第22回審議会（平成26年7月16日）、第23回審議会（同年8月20日）、第24回審議会（同年9月12日）及び第25回審議会（同年11月13日）において継続して審議し、平成26年11月26日付けで答申（第27号）をいただいたものである。

(2) 答申の概要

番号利用法に関する事項について

1 「個人情報」の定義について（条例第2条）

番号利用法の施行に伴い、「個人情報」の定義に、いわゆる個人事業主及び団体の役員の情報を含めることは適当である、と判断される。

2 特定個人情報の開示費用に係る免除について

特定個人情報の開示費用に係る免除規定は、県において事務手数料はこれまでも徴収していないことなどから、設ける必要性は乏しいと判断される。

3 番号利用法第31条に基づく措置について

番号利用法第31条の規定に基づき、特定個人情報に関して番号利用法と同様の内容を条例で定める必要がある。

番号利用法以外の事項について

1 目的規定の見直しについて（条例第1条）

個人情報保護法と同様に「個人情報の有用性に対する配慮」に関して規定することが適当である、と判断される。

2 事業者の責務規定の見直しについて（条例第4条第2項）

条例第4条第2項の事業者の責務規定について、個人情報保護法に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」を受け、いわゆるプライバシーポリシー等の策定・公表を努力義務とする内容に改正することが適当である、と判断される。

3 類型答申の条文化等について（条例第 8 条第 3 項、第 9 条第 1 項）

個人情報の本人以外からの収集や目的外利用・提供ができる場合については、審議会からの答申に基づき運用解釈で対応している部分等に関して、行政機関個人情報保護法や他の地方公共団体の個人情報保護条例にならない条文化することが適当である、と判断される。

4 本人通知に関する規定の見直しについて（条例第 8 条第 5 項、第 9 条第 2 項）

本人外収集及び目的外利用・提供に係る本人通知に関する規定については、毎年度の目的外利用・提供の状況を取りまとめ、県のホームページ等で広く公表することとした上で、削除することが適当である、と判断される。

5 オンライン結合に関する規定の見直しについて（条例第 10 条）

オンライン結合による保有個人情報の提供に関する規定については、高度情報通信社会の進展等やこれまでの条例の運用状況を踏まえ、審議会の意見を聴くことを要さないとする場合を新たに条文として規定することが適当である、と判断される。

6 不開示情報に関する規定の見直し等について（条例第 20 条）

不開示情報に関する規定について行政機関個人情報保護法にならない見直すとともに、裁量的開示、部分開示及び第三者に対する意見書提出の機会の付与に関する規定を同法にならない規定することが適当である、と判断される。

(2) 条例第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

情 公 第 10 号

平成 26 年 9 月 5 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

知事における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による保有個人情報の提供について、御審議していただきたいので、諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件

	区分	個別	案件番号	23
所管室課所名	政策局政策部政策法務課			
主管室課名	政策局政策部政策法務課			
事務の名称	行政書士法に基づく使用人行政書士に対する懲戒処分の公表事務			
事務の目的	行政書士の顧客となり得る県民等への情報提供、他の行政書士に対する抑止効果等により、行政書士業務の適正化を図ることを目的とする。			
オンライン結合の内容	行政書士法の規定により懲戒処分を受けた、使用人行政書士について、氏名等の保有個人情報を県ホームページに掲載することにより、当該保有個人情報を県民等のインターネット利用者に対して随時に提供する。			
対象となる個人の類型	行政書士法第14条の規定により懲戒処分を受けた使用人行政書士			
提供する個人情報項目名	・氏名 ・事務所名称 ・登録番号 ・登録年月日 ・処分内容、理由 ・その他知事が必要と認める事項			
提供の相手先	インターネット利用者			

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

知事におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に関する
意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 9 月 5 日付け情公第 10 号で諮問のありました「行政書士法に基づく使用人行政書士に対する懲戒処分の公表事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(3) 条例第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

神 議 第 93 号

平成 27 年 2 月 9 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県議会議長

向笠 茂幸

議会在保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報
保護条例第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供に
ついて (諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合について御審議していただきたいので、諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件

	区分	類型	案件番号	11
所管室課所名	議会局経理課			
主管室課名	議会局経理課			
事務の名称	議長交際費に関する事務			
事務の目的	議長交際費の支出のため			
オンライン結合の内容	不祝儀を執行した場合の相手方の個人情報を、県のホームページに掲載し、県民等のインターネット利用者に対して情報提供する。			
対象となる個人の類型	交際費を不祝儀として執行した場合の支出の相手方			
提供する個人情報項目名	交際費の支出の相手方氏名、 <u>職業、地位及び資格</u> (注)並びに死亡した親族氏名及び続柄 (注)支出の相手方の職業、地位及び資格(以下「職業等」という。)には、旧職業等を含む。			
提供の相手先	インターネット利用者			

神奈川県議会議長
向笠 茂幸 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
会長 宇賀 克也

議会におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に関する
意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 2 月 9 日付け神議第 93 号で諮問のありました「議長交際費に関する事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供については、審議の結果、次の諸点に十分留意されることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

1 当該諮問事案の位置付け

当該諮問事案は、神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 1 項に規定するオンライン結合という情報提供形態の中で、インターネット等に接続するという特定の形態により、議長交際費のうち不祝儀の支出に係る行政情報を県民に提供するに際して、これに含まれる各種個人情報を取り扱うものであり、これらの取扱いを個別の事務として捉えることは適当でないことから、これらを包括した「類型」として位置付けることとする。

今後は、今回諮問された事項に該当する事案については、「類型」として取り扱うので、本審議会への個別の諮問を要しないものであるが、「類型」への該当について判断のつきがたい事案、「類型」に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に適時に報告する等慎重な対応を心掛ける必要がある。

2 類型適用の要件

インターネット等を活用して実施機関が保有する個人情報を随時に提供するシステムについては、提供の相手先であるインターネット利用者等に対して、当該個人情報の適正な利用等を要求することが極めて困難であるため、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 事務の目的が議長交際費のうち不祝儀の支出に係る行政情報の県民への提供であること。
- (2) 不祝儀の支出を受けた相手方の個人情報がホームページに掲載される旨をホームページ等で広く県民に周知し、可能であれば個別の支出の際にも周知すること。
- (3) ホームページ掲載について支出の相手方関係者から申出があった場合には、当該個人情報部分の掲載を止めること。
- (4) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第 7 条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。
- (5) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。

(4) 条例第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

情 公 第 22 号

平成 27 年 1 月 26 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

知事における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による保有個人情報の提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件

	区分	個別	案件番号	24
所管室課所名	総務局財政部課税課			
主管室課名	総務局財政部課税課			
事務の名称	自動車税の納付確認事務			
事務の目的	<p>道路運送車両法の規定により、自動車の継続検査(車検)に際して、自動車税の納税義務者が国土交通省運輸支局等に自動車税納税証明書を提示することとされていたが、同法の一部改正(平成16年5月26日法律第55号)により、自動車税納税証明書の提示に代えて、国土交通省が自動車税を課税した都道府県に対して、電磁的方法等により納付確認を行うことが可能となった。</p> <p>このため、47都道府県が連携した取組として、47都道府県の自動車税納付情報を共同管理する1か所のサーバに集約し、国土交通省からの自動車税納税照会に自動回答する自動車税納付確認システムを構築することとした。</p> <p>これにより、自動車税納税義務者の負担軽減や、納税証明書発行事務の縮減等による行政事務の効率化を図ることを目的とする。</p>			
オンライン結合の内容	<p>本県ホストコンピュータの税務基幹システムから抽出した自動車税納付情報をOSS都道府県税協議会(47都道府県が会員の任意団体)の自動車税納付確認システムに送信し、OSS都道府県税協議会の同システムと国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システムをIP-VPN回線を用いて結合することにより、自動車の継続検査の際、国土交通省の運輸支局等に設置された端末機からの自動車税納税照会に自動で回答するものである。</p>			
対象となる個人の類型	自動車税の納税義務者となる自動車の所有者又は使用者			
提供する個人情報項目名	<ul style="list-style-type: none">・自動車登録番号及び車台番号・自動車税の納付情報(滞納の有無)・自動車の登録情報(抹消登録の有無)			
提供の相手先	国土交通省			

平成 27 年 2 月 20 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

知事におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に関する
意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 1 月 26 日付け情公第 22 号で諮問のありました「自動車税の納付確認事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(5) 番号利用法第 26 条第 1 項の規定に基づく特定個人情報保護評価

情 公 第 2 3 号

平成 27 年 2 月 9 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び
提供等に関する事務」における特定個人情報保護評価書について（諮問）

このことについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第
26 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価を実施するにあたり、特定個人情報保護評価書につい
て貴審議会の意見をいただきたいので、諮問いたします。

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」における特定個人情報保護評価書について（答申）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 26 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価を実施するにあたり、平成 27 年 2 月 9 日付け情公第 23 号で諮問のありました標記の特定個人情報保護評価書について、次のとおり当審議会の意見を答申します。

1 総評

本評価書については、特定個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合したものと認められる。

また、本評価書の内容は、特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし概ね妥当なものと認められる。

しかしながら、県民の一層の理解を得るため、一部の記載事項については追記・修正を行い、記載内容のより一層の明確化を図ることが必要と考えられる。

2 追記・修正すべき事項

- (1) 「リスク対策は十分か」を問う各項目においては、地方公共団体情報システム機構が参考として示した評価基準に従って全ての項目で「特に力を入れている」を選択しているが、単に定められた手続きを関係職員に周知し、かつ、適切に運用していることのみをもって「特に力を入れている」とするのではなく、実施機関としての特段の注力、「十分である」を上回る措置の有無を基準として、改めて選択を見直されたい。
- (2) 特定個人情報へのアクセスについては、生体認証、ID、パスワードの 3 つの保護措置が講じられていることについて、より明確に記載する必要がある。また、パスワードの定期的な変更や利用端末の認証についても追記する必要がある。
- (3) アクセス権限の失効管理については、システム使用所属からの失効の届出に拠るほか、主要な人事異動時期等に定期的に対象者の在籍状況や業務内容を確認する必要がある。また、アクセス権限の発効・失効状況については、権限付与の直接の担当者とは別の者により、定期的を確認を行う必要がある。
- (4) 不正アクセスや不正な操作がないことの確認手法について、操作履歴の点検頻度や点検方法を、より明確に記載する必要がある。
- (5) USB メモリ等を含む電子記録媒体へのデータ格納について、データの書き出しを行える端末を代

表端末に制限している旨を追記するとともに、格納先の記録媒体を制限する、記録媒体にパスワードを設定する等、記録媒体の紛失や不正なデータ格納に備える措置を講じる必要がある。

- (6) 評価書に具体的な項目として列記されたもの以外のリスクについて、検討を行った過程を分かり易く示せるよう、リスクの種類と対応の考え方を、より丁寧に記載する必要がある。また、災害発生に伴うリスクについても追記する必要がある。
- (7) 委託については、事務の性質上委託先が限定されることや当該委託先の特性、委託後は必要に応じて委託先の調査を実施することについて追記する必要がある。また、バックアップ等の作業従事者を限定するとともに、再委託・再々委託については、再委託等を行う業務の範囲や再委託先等に求める措置等を確認したうえで、実施機関が事前承認を行うことを追記する必要がある。
- (8) 記録を残すものについては、記録の保存期間についても追記する必要がある。
- (9) 自己点検については、システム使用所属の実施する自己点検だけでなく、評価書の作成に責任を持つ部署が実施する自己点検についても追記する必要がある。

以上

(6) 番号利用法第 26 条第 1 項の規定に基づく特定個人情報保護評価

情 公 第 25 号

平成 27 年 3 月 13 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

「県税の賦課、徴収等に関する事務」における特定個人情報保護評価書
について（諮問）

このことについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 26 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価を実施するにあたり、特定個人情報保護評価書について貴審議会の意見をいただきたいので、諮問いたします。

答 申 第 31 号
平成 27 年 3 月 26 日

神奈川県知事
黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
会長 宇賀 克也

「県税の賦課、徴収等に関する事務」における特定個人情報保護評価書
について（答申）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 26 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価を実施するにあたり、平成 27 年 3 月 13 日付け情公第 25 号で諮問のありました標記の特定個人情報保護評価書については、特定個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、また、評価書の内容も妥当なものと認めましたので、その旨答申します。